

## 【対象感染症名と出席停止期間の基準】

(学校保健安全法施行規則および文部科学省『学校において予防すべき感染症の解説』より)

疾病名	出席停止期間の基準（登校の目安） (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経過してから（登校の目安）